合 併 協 定 書

新潟市 巻 町

1 合併の方式

西蒲原郡巻町を廃し、その区域を新潟市に編入する編入合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は,平成17年10月10日とする。

3 財産の取扱い

巻町の財産(権利及び義務を含む)及び公の施設は,全て新潟市に引き継ぐ。

4 議会の議員の任期及び定数の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第6条第2項及び第3項に規定する,定数に関する特例を適用する。

5 農業委員会の取扱い

農業委員会については、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第34条第2項の規定を適用し、現在巻町に設置されている農業委員会は、現行のとおり存続する。

ただし,区域については,合併後の状況により新市全域で再編,見直しを図る。

6 地域審議会の取扱い

地域審議会の取扱いについては,以下のとおりとする。

なお,地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の指定があった場合においては,指定日以降,行政区ごとに審議会に代わる新たな機関を置くものとする。(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき,合併前の西蒲原郡巻町の区域に地域審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(設置期間)

第2条 審議会を設置する期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の指定があった場合においては、当該指定の日の前日までとする。

(所掌事務)

- 第3条 審議会は,その所管する区域(以下「所管区域」という。)に係る次に掲げる事項について 市長の諮問に応じて審議し,答申するものとする。
 - (1) 合併建設計画の執行状況に関する事項
 - (2) 合併建設計画の変更に関する事項

- (3) 所管区域のまちづくり計画の策定及び変更に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項
- 2 審議会は所管区域に関し必要と認める事項について審議し,市長に意見を述べることができる。 (組織)
- 第4条 審議会の委員は,30人以内をもって組織する。
- 2 委員は,所管区域に住所を有する者で,次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。
 - (1) 公共的団体等を代表する者
 - (2) 学識経験者
 - (3) 公募により選任された者

(任期)

- 第5条 委員の任期は2年とする。ただし,欠員が生じた場合における補欠委員の任期は,前任者の 残任期間とする。
- 2 委員の再任は妨げないものとする。

(会長及び副会長)

- 第6条 審議会に会長及び副会長各1人を置き,委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は,会務を総理し,審議会を代表する。
- 3 副会長は,会長を補佐し,会長が欠けたとき,又は会長に事故あるときはその職務を行なう。 (会議)
- 第7条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 会長は,審議会の会議の議長となる。
- 3 審議会の会議は,委員の半数以上が出席しなければ,これを開くことができない。
- 4 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会の会議は、公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、審議会に諮った うえで公開しないことができる。
- 6 会長は,必要があると認めるときは,委員以外の者を審議会の会議に出席させ,意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は,所管区域を所管する支所において処理する。

(雑則)

第9条 この協議に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮り定める。

7 地方税の取扱い

- (1) 個人市町村民税 新潟市の制度に統一する。
- (2) 法人市町村民税 新潟市の制度に統一する。

- (3) 固定資産税 新潟市の制度に統一する。
- (4) 軽自動車税 新潟市の制度に統一する。
- (5) 市町村たばこ税 新潟市の制度に統一する。
- (6) 鉱産税 新潟市の制度を適用する。
- (7) 特別土地保有税 新潟市の制度に統一する。
- (8) 入湯税 新潟市の制度に統一する。
- (9) 事業所税

新潟市の制度を適用する。

ただし、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、課税をしないこと又は不均一の課税をすることとする。なお、この場合、合併年度及びこれに続く2年度は課税をしないこととし、その翌年度は2分の1の税率とする。

(10) 都市計画税

新潟市の制度を適用する。

ただし、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く4年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、課税をしないこと又は不均一の課税をすることとする。なお、この場合、合併年度は現行のとおりとし、それに続く4年度は段階的に調整した税率とする。

8 一般職の職員の取扱い

- (1) 巻町の定数内職員及び定数外の休職中等の職員は,全て新潟市の職員として引き継ぐ。
- (2) 職員の任免,給与その他の身分の取扱いについては,新潟市の職員と不均衡が生じないよう公正に取扱うものとし,その細目は両市町の長が別に協議して定める。

9 特別職の職員の取扱い

(1) 三役及び教育長の身分の取扱い

巻町の三役及び教育長は失職とする。

なお,巻町長は,原則として地域審議会の委員とするが,その具体的な取扱いについては, 両市町の長が別に協議して定める。

また,巻町の助役,収入役及び教育長の身分の取扱いについては,両市町の長が別に協議して定める。

(2) 行政委員会及び監査委員並びにその委員の身分の取扱い 巻町に置かれている行政委員会及び監査委員は廃止し,その委員は失職とする。

10 行政組織機構の取扱い

(1) 巻町役場及び行政組織機構の取扱い

合併前の行政サービス水準を確保するため, 巻町役場は, 合併時に地方自治法上の支所とする。

ただし, 支所については,現行の組織機能を考慮した組織体制とする。

支所の組織については,住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し, 合併後の状況により再編,見直しを図る。

住民生活に直接影響を与えない管理部門は,早期に統合する。

(2) 附属機関の取扱い

巻町に置かれている附属機関は,廃止する。

ただし,必要により巻町の実情に応じた適切な措置を講ずる。

また,合併後の附属機関の委員構成については,必要により巻町の実情に応じた適切な措置 を講ずる。

11 一部事務組合等の取扱い

(1) 新潟県市町村総合事務組合

巻町は合併の前日の終了をもって脱退する。

なお,消防団員の公償等に関する事務,交通災害共済に関する事務並びに新潟県自治会館の 設置及び管理運営に関する事務については,新潟市は継続加入する。

また,その他の共同事務については,新潟市の制度に統一する。

(2) 巻町・西川町上水道原水供給企業団

合併の前日の終了をもって解散し,財産及び事務は,全て新潟市に引き継ぐ。

(3) 西蒲原福祉事務組合

巻町は合併の前日の終了をもって脱退し,新潟市がその地位を継承の上,継続加入する。

また,合併後も負担金の算出にあたっては,合併前の人口等の数値を基礎とする。新規施設の建設や大規模改修の負担,組合の存廃,将来の脱退に関しては,構成員・組合事務局と今後協議を行う。

(4) 三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合

巻町は合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市がその地位を継承の上、継続加入する。

また,合併後も負担金の算出にあたっては,合併前の人口等の数値を基礎とする。新規施設の建設や大規模改修の負担,組合の存廃,将来の脱退に関しては,構成員・組合事務局と今後協議を行う。

(5) 巻町外三ヶ町村衛生組合

合併の前日の終了をもって解散し、財産、事務及び職員は、全て新潟市に引き継ぐ。

なお,職員の取扱いは,一般職の職員の取扱いに準ずる。

- (6) 巻・西川・潟東消防事務組合 (平成17年3月20日の終了をもって解散の予定)
- (7) 新潟県市町村職員共済組合 巻町は合併の前日の終了をもって脱退し,新潟市は継続加入する。
- (8) 地方公務員災害補償基金 巻町は合併の前日の終了をもって脱退し,新潟市は継続加入する。
- (9) 新潟地域広域市町村圏協議会 巻町は合併の前日の終了をもって脱退し,新潟市は継続加入する。
- (10) 西蒲地域土地開発公社 合併の前日の終了をもって解散し,財産及び事務は,全て新潟市土地開発公社に引き継ぐ。
- (11) 新潟県国民健康保険団体連合会 巻町は合併の前日の終了をもって脱退し,新潟市は継続加入する。
- (12) 西蒲原郡予防接種健康被害調査委員会(平成17年3月20日の終了をもって解散の予定)
- (13) 町村議会議員共済会 巻町は合併の前日の終了をもって脱退し,新潟市の制度に統一する。
- (14) 新潟地区消防応援協議会 参町は合併の前日の終了をもって脱退し,新潟市は継続加入する。
- (15) 南部地区消防応援協議会 参町は合併の前日の終了をもって脱退し,新潟市がその地位を継承する。
- (16) 西蒲・燕地区視聴覚教育協議会 巻町は合併の前日の終了をもって脱退し,新潟市の制度に統一する。

12 使用料・手数料の取扱い

合併時に制度の統一が可能なものは,新潟市の制度に統一する。 ただし,内容等に著しい差異があり,直ちに統一できないものは,当分の間,現行のとおりとし,合併後検討する。

- (1) 税務関係手数料 新潟市の制度に統一する。
- (2) 戸籍・住民基本台帳関係手数料 新潟市の制度に統一する。
- (3) 狂犬病予防関係手数料 新潟市の制度に統一する。
- (4) 鳥獣飼養登録票関係手数料 新潟市の制度に統一する。
- (5) 一般廃棄物処理手数料(ごみ処理手数料) 当分の間,現行のとおりとする。 ただし,各市町の状況を尊重しながら,新市において早期に制度の統一を図るよう調整に努

める。

- (6) 出店許可証交付手数料 新潟市の制度を適用する。
- (7) 農地関係手数料 新潟市の制度に統一する。
- (8) 斎場使用料 新潟市の制度に統一する。 ただし,火葬場以外の使用料については,当分の間,現行のとおりとする。
- (9) 老人福祉センター使用料 新潟市の制度を適用する。
- (10) 露店市場出店料(常置露店) 新潟市の制度を適用する。
- (11) 露店市場出店料(定期露店等) 当分の間,現行のとおりとする。
- (12) 公民館使用料 当分の間,現行のとおりとする。
- (13) 体育館使用料(専用利用の場合) 当分の間,現行のとおりとする。
- (14) 体育館使用料(個人利用の場合) 当分の間,現行のとおりとする。
- (15) 体育館付属設備使用料 当分の間,現行のとおりとする。
- (16) 野球場使用料 当分の間,現行のとおりとする。
- (17) 庭球場使用料 当分の間,現行のとおりとする。

13 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、一元化することが望ましいものがあることから、それぞれの実情を 尊重しながら、調整に努める。

- (1) 新市に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。 なお、統合に時間を要する団体は、合併後、早期に統合するよう調整に努める。
- (2) 巻町独自の団体は,自主的な判断に委ねる。

14 各種団体への補助金・交付金の取扱い

巻町が,各種団体に交付している補助金等については,以下のとおり調整を図る。

(1) 新市で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整する。統一までの当分の間は、従来の実績に配慮するが、合併後の

市域内において均衡を失しないよう調整を図る。

(2) 巻町独自の補助金については、従来の実績に配慮するが、合併後の市域内において均衡を失しないよう調整を図る。

15 町字名の取扱い

巻町の町字名については,巻町の意向を尊重するが,町名の重複等が生じないよう調整する。

16 慣行の取扱い

(1) 市町村民憲章

新潟市の制度に統一する。

ただし,巻町民憲章は,巻町の地域の憲章として継承していく。

また,合併後一定の段階で見直しを行う。

(2) 各種宣言

新潟市の制度に統一する。

ただし,巻町の各種宣言は,巻町の地域の宣言として継承していく。

(3) 市町村の木と花

合併後の市の木と花の制定にあたっては、合併記念の一環として、市民に公募し、決定する。 ただし、巻町の木、推奨の木及び推奨の花は、巻町の地域の木と花等として継承していく。

(4) 消防出初式

新潟市の制度に統一する。

ただし,巻地域においても,必要に応じ出初式を実施する。

(5) 成人式

新潟市の制度に統一する。

ただし,開催場所については,合併後調整する。

また,巻町の事情によっては,当分の間,現行のとおりとする。

17 巻町立病院の取扱い

合併までに,巻町において,民間譲渡する。

18 各種事務事業の取扱い

各種事務事業の取扱いについては、別添の「各種事務事業調整方針」に定めるところによる。

19 合併建設計画

合併建設計画は,別添の「新潟市・巻町合併建設計画」に定めるところによる。